



長野県報

3月31日(火)
平成21年
(2009年)
号外

目次

告示

長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画策定及び閲覧(2件)(自然保護課) 1



告示

長野県告示第273号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第31条第1項の規定により、ホテиаツモリに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 対象とする種

ホテиаツモリ:

Cypripedium macranthum var. *hotei-atsumorianum*

2 事業の目標

自生地及び増殖技術の開発により野生個体数の回復を図り、自然状態で安定的に維持される状態とすることを目標とする。

3 事業の区域

富士見町

4 保護回復のために緊急に取り組むべき事項

- (1) 監視活動と啓発活動
- (2) ニホンジカの食害等の対策
- (3) 土砂崩落の対策
- (4) 人工交配及び増殖事業等の実施
- (5) 原種の保存
- (6) モニタリング

自然保護課

長野県告示第274号

長野県希少野生動植物保護条例(平成15年長野県条例第32号)第31条第1項の規定により、ライチョウに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該保護回復事業計画は、長野県環境部自然保護課、各地方事務所環境課及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 対象とする種

ライチョウ: *Lagopus mutus*

2 事業の目標

ライチョウの生息環境の保全、及び減少域での野生個体数の増加を図ることを目標とする。

3 事業の区域

長野県全域

4 保護回復のために緊急に取り組むべき事項

- (1) モニタリングの実施・分析
- (2) 普及啓発活動の推進
- (3) 高山植生の復元
- (4) 飼育繁殖技術の確立
- (5) ニホンジカ個体数調整の推進
- (6) カラス捕獲の推進
- (7) スキーヤー等による影響の未然防止

自然保護課